

第2 科学研究費助成事業（科研費）の概要と取組の現状

制度の概要等	説明図表番号
<p>1 科学研究費助成事業の概要</p> <p>(1) 科学研究費助成事業の予算額等の推移</p> <p>科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする競争的資金（注）の一つであり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）を経て、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対して助成を行うものである。学術研究助成基金助成金は、平成23年度に創設され、従来、科学研究費補助金により交付されていた研究種目の一部について、国から交付される補助金により独立行政法人日本学術振興会（以下「学術振興会」という。）に造成された学術研究助成基金から助成する研究費である。平成23年度以降、学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金を合わせた補助事業は、科学研究費助成事業と総称され実施されている（以下、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を併せて「科研費」という。）。</p> <p>科研費の予算額は、平成15年度の約1,765億円から24年度には約2,566億円と、10年間で約1.5倍に増加している。</p> <p>採択件数についても増加しており、平成15年度の約4万件（新規及び継続）から24年度には約6万9,000件と約1.7倍となっている。</p> <p>また、平成25年度における科研費の予算規模は、政府の競争的資金全体の約6割を占めており、我が国最大規模のものとなっている。</p> <p>（注） 「競争的資金」とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金である。</p> <p>(2) 科研費の研究種目</p> <p>科研費では、応募・審査をしやすくするため、研究の段階や規模などに応じて研究種目が設定されており、応募する研究者は、自らの研究計画の内容や規模に応じて研究種目を選ぶこととなる。</p> <p>研究種目のうち、一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究である「基盤研究」では、研究期間や研究費総額によって、S・A・B・Cの4種類に区分されている。若手研究者の自立を支援する研究種目としては一定年齢以下の研究者を対象とする「若手研究」があり、研究期間や研究費総額によって、S・A・Bの3種類に区分されている。このほか、国際的に高い評価を得ている研究を対象とする「特別推進研究」、学問の新たな領域の形成や挑戦的な研究を支援するものとしては、「新学術領域研究」や「挑戦的萌芽研究」等が設けられている。</p>	<p>図表 I-1-(1)-①</p> <p>図表 I-1-(1)-②</p> <p>図表 I-1-(1)-③</p> <p>図表 I-1-(2)</p>

<p>(3) 科学研究費補助金の基金化</p> <p>我が国の会計制度は、単年度主義に基づいており、科学研究費補助金の交付も各研究者の研究計画のうち会計年度ごとに必要な補助金の助成が行われている。しかし、学術研究は、必ずしも当初の研究計画どおりに遂行されない場合もあり、年度ごとの助成方式になじまない面があるとして、従前から研究者等により改善の必要性が指摘されてきた。このため、平成 23 年度に、一部の研究種目において、3 年から 5 年の複数年にわたる研究期間全体を通じた研究費について初年度に交付決定を行い、年度ごとの助成額にとらわれずに研究の進行状況に応じた研究費の使用が可能となる学術研究助成基金が学術振興会に創設された。その結果、研究の進捗状況に合わせた研究費の前倒し使用、事前の繰越手続を要しない次年度における研究費の使用、年度をまたぐ物品調達等が可能となっている。</p> <p>なお、研究種目のうち、平成 23 年度からは、研究費が比較的小規模な「基盤研究 (C)」、「若手研究 (B)」及び「挑戦的萌芽研究」の新規採択課題の基金化が、24 年度からは、「基盤研究 (B)」及び「若手研究 (A)」の新規採択課題の一部基金化が実施された。これにより、平成 24 年度の新規採択課題においては、科研費の配分額の約 7 割、採択件数の約 8 割を、基金化及び一部基金化された課題が占めている。</p> <p>(4) 科研費の管理</p> <p>科研費では、年度当初から研究を開始できるよう、「奨励研究」及び「研究活動スタート支援」を除く研究種目においては、前年 9 月に公募を行い、同年 11 月に文部科学省又は学術振興会において研究計画調書を受け付け、審査分野（分科細目）ごとに専門的見地からの書面審査及び分野別小委員会ごとの合議審査により採否を決定し、4 月から 6 月までに各研究機関へ交付内定通知（基金分は初年度のみ。）を送付している。</p> <p>科研費は、研究者個人に交付されるものであるが、応募・申請ができる研究者は、大学や独立行政法人が設置する研究所など科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日文部省告示第 110 号。以下「科研費取扱規程」という。）第 2 条に規定される研究機関に所属している者とされている。科研費に応募する研究者が所属する研究機関は、科研費について、①科研費の応募資格を有する研究者の登録、②文部科学省・学術振興会への応募・交付申請などの諸手続、③交付された科研費に係る管理・諸手続等を研究者に代わって行うこととされている。</p> <p>また、科研費は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）の適用対象であり、適化法第 3 条第 2 項では、補助事業者等の責務として、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留</p>	<p>図表 I-1-(3)-①</p> <p>図表 I-1-(3)-②</p> <p>図表 I-1-(4)-①</p> <p>図表 I-1-(4)-②</p> <p>図表 I-1-(4)-① (再掲)</p>
---	--

<p>意し、法令の規定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない旨が規定されている。</p> <p>科研費の場合、適化法における補助事業者等に当たる者は、科研費取扱規程に基づき、①交付対象となる事業の遂行に責任を負う研究代表者（第2条第2項）、②交付対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、研究代表者と共同して当該事業を行う研究分担者（第2条第3項）とされている。</p> <p>科研費は、研究種目に応じて、文部科学省又は学術振興会から研究代表者が所属する研究機関に送金される。また、研究代表者及び研究分担者が異なる研究機関に所属する場合は、研究代表者が所属する研究機関から研究分担者が所属する研究機関に科研費（分担金）が送金され、各研究者が所属する研究機関においてそれぞれ科研費を管理することとされている。</p> <p>また、研究者に交付される科研費は、対象となる研究課題の「補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）」としての「直接経費」と、主要な研究種目について、「補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として直接経費の30%に当たる額」として別途措置される「間接経費」がある。研究機関は、研究者に代わって直接経費を管理するとともに、研究代表者及び研究分担者から譲渡された間接経費を管理・使用することとされている。</p>	<p>図表 I-1-(4)-② (再掲)</p>
<p>2 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組</p> <p>科研費を含む公的研究費の不正使用等の防止のためには、従前から、会計検査等に加え、研究費の配分機関や各研究機関等によるルール作りや監査の実施、不正使用等が起きた場合の研究費返還命令などの対応策が講じられてきた。しかし、公的研究費の不正使用等が後を絶たない状況を踏まえ、平成18年8月31日に、総合科学技術会議が、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底、研究機関の体制の整備など、当該指針にのっとった取組を推進するよう求めた。</p> <p>また、文部科学省は、平成18年8月から、有識者により構成される研究費の不正対策検討会（科学技術・学術政策局長決定に基づく懇談会）を開催し、同検討会での検討結果を踏まえて、19年2月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定した。</p> <p>このガイドラインでは、文部科学省又は同省所管の独立行政法人から配分される競争的資金等について、配分先の全ての研究機関における適正な管理に必要な事項が示されている。ガイドラインでは、それぞれの研究機関が実施すべき課題として、①機関内の責任体系の明確化、②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、③不正を発生させる要因の把握と不正</p>	<p>図表 I-2-①</p> <p>図表 I-2-②</p>

防止計画の策定・実施、④研究費の適正な運営・管理活動、⑤情報の伝達を確保する体制の確立、⑥モニタリング体制の在り方が示されるとともに、①から⑥までの課題の実施状況評価について文部科学省がとるべき方策等が示されている。

ただし、ガイドラインにおいては、「大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる」とされている。

また、文部科学省及び学術振興会は、毎年度策定する「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」（以下「研究機関使用ルール」という。）においても、ガイドラインの策定に合わせ、平成19年度から、検収センターの設置などの納品検査を確実に実施する事務処理体制の整備、旅費及び謝金の支出における事実確認の徹底、ガイドラインを踏まえた経費管理・監査体制の整備等を義務付けた。

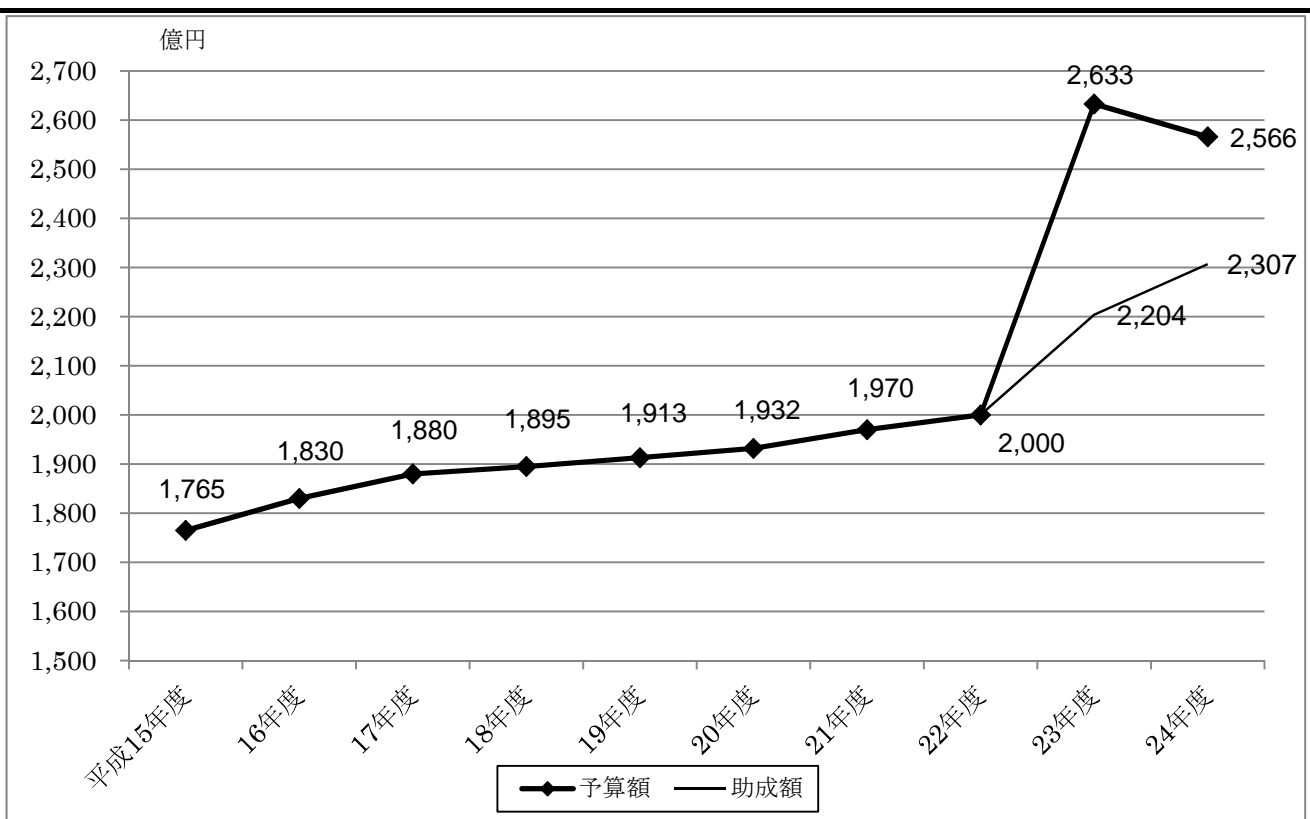
しかし、文部科学省がガイドラインを策定し、研究機関による自立的な公的研究費の管理・監査の環境、体制の構築を求めて以降も研究費の不正使用は後を絶たない状況である。文部科学省は、一部の機関において、業者への預け金（注1）等研究費の不適切な経理が判明した事例や、外部からの指摘を受け事実関係の調査が行われている事例が発生したことを受けて、平成23年8月、各研究機関宛てに「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」（平成23年8月19日付け23文科振第196号文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）を発出し、平成20年度から23年度までの期間における研究活動のための公的資金に係る預け金及びプール金（注2）の有無を調査し、また、調査の過程で19年度以前の不適切な経理が判明した場合も併せて報告するよう求めた。この結果、平成25年4月26日時点で、46機関139人の研究者が関与した総額約3億6,100万円に上る不適切な経理事案が判明し、このうち、ガイドライン施行後の20年度以降においても19機関48人の研究者が不適切な経理に関与し、その総額は約1億7,200万円に上っていることが判明している。

(注)1 「預け金」とは、業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないにもかかわらず納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるものである。

2 「プール金」とは、カラ出張や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するものである。

図表 I-2-③

図表 I-1-(1)-① 科研費の予算額の推移

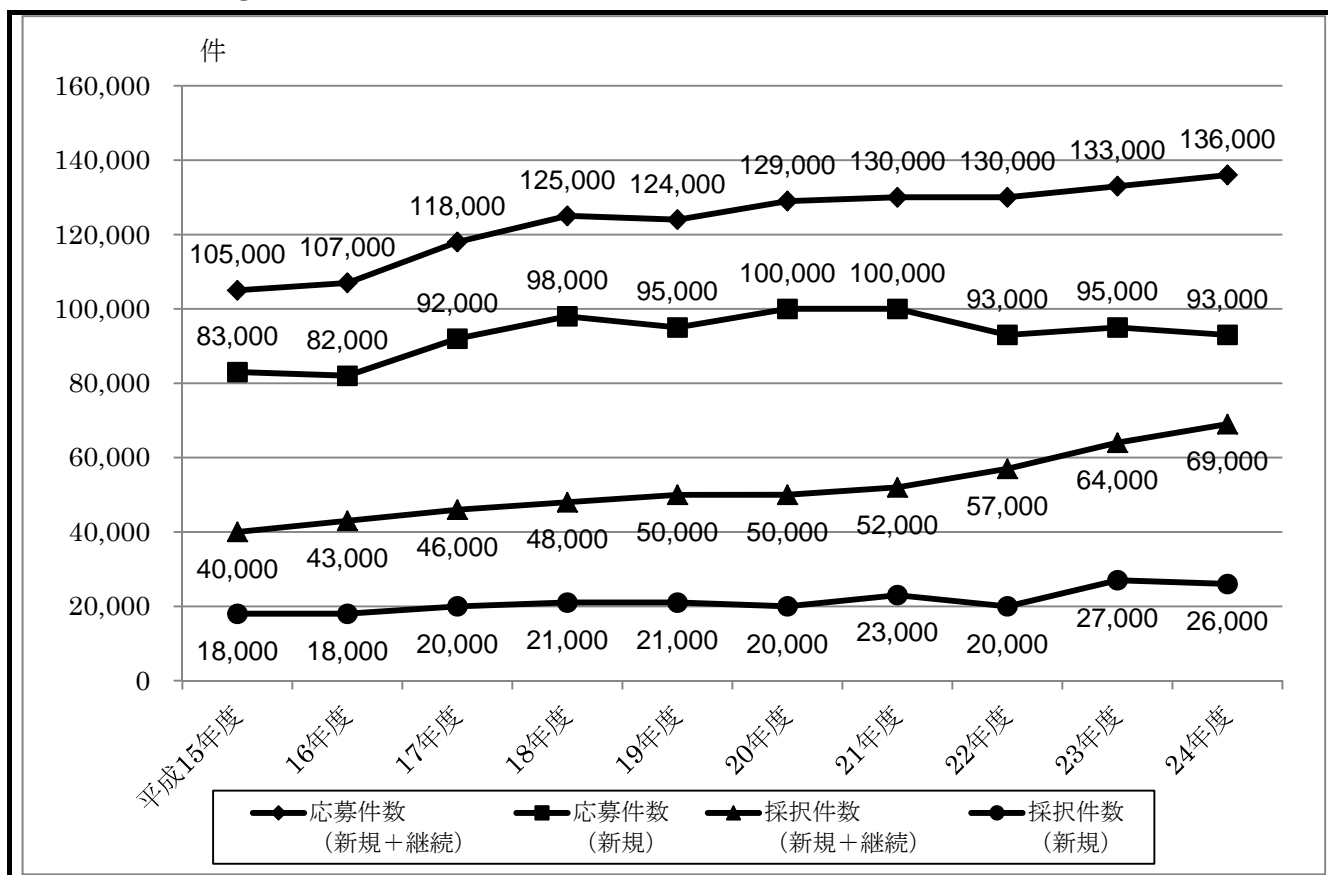


(単位：億円、%)

年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
予算額	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932	1,970	2,000	2,633	2,566
比率	100.0	103.7	106.5	107.4	108.4	109.5	111.6	113.3	149.2	145.4
助成額	—	—	—	—	—	—	—	—	2,204	2,307
比率	100.0	—	—	—	—	—	—	—	124.9	130.7

- (注) 1 文部科学省の資料により当省が作成した。
 2 平成23年度から一部研究種目が基金化されたことにより、予算額に翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなり予算額が当該年度の助成額を示さなくなったため、平成23年度以降、当該年度の助成額も集計している。
 3 比率欄の数値は、平成15年度の予算額(助成額)を100とした場合の比率である。

図表 I-1-(1)-② 科研費のうち「科学研究費」の応募件数及び採択件数の推移



(注) 学術振興会の公表資料に基づき、当省が作成した。

図表 I-1-(1)-③ 平成 25 年度の競争的資金制度別の予算額

(単位：百万円、%)

府省名	担当機関	制度名	予算額	合計額に占める割合
内閣府	食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究事業	189	0.05
	小 計		189	0.05
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進事業	2,351	0.58
		戦略的国際連携型研究開発推進事業	379	0.09
		デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	65	0.02
		ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等	316	0.08
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	182	0.04
小 計		3,293	0.81	
文部科学省	本省/日本学術振興会	科学研究費助成事業（科研費）	238,143	58.29
	本省/科学技術振興機構	国家課題対応型研究開発推進事業	23,658	5.79
	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業	62,548	15.31
		研究成果展開事業	29,322	7.18
		国際科学技術共同研究推進事業	3,437	0.84
小 計		357,108	87.41	
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	31,218	7.64
	医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費（注2）	3,011	0.74
	小 計		34,229	8.38
農林水産省	本省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	4,576	1.12
	農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業	2,057	0.50
	小 計		6,633	1.62
経済産業省	本省	地域中小企業イノベーション補助事業	296	0.07
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業	173	0.04
	小 計		469	0.11
国土交通省	本省	建設技術研究開発助成制度	283	0.07
		交通運輸技術開発推進制度	175	0.04
	小 計		458	0.11
環境省	本省	環境研究総合推進費	6,160	1.51
	小 計		6,160	1.51
合 計			408,539	100

(注) 1 内閣府の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額はオーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費のうち、旧保健医療分野における基礎研究推進事業の継続分である。

3 この一覧とは別に、平成 21 年度に創設された先端研究助成基金により、最先端研究開発支援プログラム(1,000 億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500 億円)を、平成 25 年度までの事業として実施している。

図表 I-1-(2) 科研費の研究種別（平成 25 年度）

研究種別等	研究種別の目的・内容等	役割分担	間接経費の有無
科学研究費			
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間 3～5 年、1 課題 5 億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない）	振	○
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間 3～6 年、単年度当たりの目安 1 領域 2,000 万円～6 億円程度）※現在、新規募集は行っていない。	文	
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる （期間 5 年、単年度当たりの目安 1 領域 1,000 万円～3 億円程度）	文・振	○
基盤研究 (S・A・B・C)	(S) 1 人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間原則 5 年、1 課題 5,000 万円以上 2 億円程度まで） (A) (B) (C) 1 人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間 3～5 年） （応募総額により A・B・C に区分） (A) 2,000 万円以上 5,000 万円以下 (B) 500 万円以上 2,000 万円以下（H24 新規採択課題から一部基金化） (C) 500 万円以下（H23 新規採択課題から基金化）	振	○
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間 1～3 年、1 課題 500 万円以下）（H23 新規採択課題から基金化を導入）	振	○
若手研究 (S・A・B)	(S) 42 歳以下の研究者が 1 人で行う研究（期間 5 年、1 課題 おおむね 3,000 万円以上 1 億円程度まで）※現在、新規募集は行っていない。 (A) (B) 39 歳以下の研究者が 1 人で行う研究 （期間 2～4 年、応募総額により A・B に区分） (A) 500 万円以上 3,000 万円以下（H24 新規採択課題から一部基金化） (B) 500 万円以下（H23 新規採択課題から基金化）	振	○
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が 1 人で行う研究（期間 2 年以内、単年度当たり 150 万円以下）	振	○
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が 1 人で行う研究	振	
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	文	
研究成果公開促進費			
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	振	
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	振	
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成※現在、新規募集は行っていない。	振	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	振	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	振	
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間 3 年以内）	振	

- (注) 1 文部科学省及び学術振興会の資料に基づき、当省が作成した。
 2 役割分担欄の「文」は文部科学省を、「振」は学術振興会を表す。
 3 「間接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する「直接経費」に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費である。

図表 I-1-(3)-① 科学研究費補助金の基金化の概要

単年度補助金の研究費イメージ

※ 4年間の研究課題の例

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
H19 採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④			
H20 採択		新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④		
H21 採択			新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	
H22 採択				新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④

平成 22 年度に必要な予算として□部分を措置していた。単年度の研究費として交付するため年度内に執行する必要があった。

全額基金の研究費のイメージ

【基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)】

	H22	H23	H24	H25	H26
H20 採択	継続 ③	継続 ④			
H21 採択	継続 ②	継続 ③	継続 ④		
H22 採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	
H23 採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	継続 ④

補助金分は従前と同様の予算措置

基金分

H23以降は一括して予算措置

平成 23 年度に採択した「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(B)」から、全額基金により研究費を措置(□横縞部分)。交付決定を複数年分まとめて行うため、研究期間中は全額年度にしばらくられない研究費の使用が可能。

一部基金の研究費のイメージ

【基盤研究(B)、若手研究(A)】

	H22	H23	H24	H25	H26
H19 採択	継続 ③	継続 ④			
H20 採択	継続 ②	継続 ③	継続 ④		
H21 採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	
H22 採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	継続 ④

補助金分は従前と同様の予算措置

補助金分(500万円を超える分)は毎年度予算措置

補助金分

基金分(500万円分)はH24以降一括して予算措置

基金分

平成 24 年度に採択した「基盤研究(B)」、「若手研究(A)」について、500万円を基金(□横縞部分)で、500万円を超える分は補助金(□縦縞部分)で措置。交付決定については、基金分は複数年分まとめて、補助金分は毎年度行う。基金分については、研究期間中は年度に縛られない研究費の使用が可能。

【前倒し、繰越しのイメージ】

区分	1年目	2年目	3年目	4年目
予定額	100万円	100万円	100万円	100万円
実際に必要となった研究費	130万円	70万円	80万円	120万円

前倒し請求が可能(30万円)

繰越しに関する手続不要(20万円)

【年度をまたぐ物品調達が可能】

会計年度による制約がなくなるため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されても構わない。

(注) 学術振興会の公表資料による。

図表 I-1-(3)-② 平成 24 年度における科研費の研究種目別新規採択配分額等

(単位：件、%、千円)

研究種目	採択件数	全採択件数に占める割合	配分額	配分額合計に占める割合
科学研究費	25,825	88.4	66,888,620	94.8
特別推進研究	18	0.1	1,462,000	2.1
特定領域研究(注2)	9	0.0	25,400	0.0
新学術領域研究 (研究領域提案型)	905	3.1	6,907,900	9.8
基盤研究(S)	87	0.3	3,508,300	5.0
基盤研究(A)	535	1.8	6,985,500	9.9
基盤研究(B)(注3)	2,440	8.4	13,200,800	18.7
基盤研究(C)(注4)	9,857	33.7	15,332,520	21.7
挑戦的萌芽研究(注4)	3,759	12.9	5,692,800	8.1
若手研究(A)(注3)	399	1.4	3,243,100	4.6
若手研究(B)(注4)	6,255	21.4	9,213,500	13.1
研究活動スタート支援	854	2.9	966,900	1.4
奨励研究	707	2.4	349,900	0.5
研究成果公開促進費	491	1.7	1,029,060	1.5
特別研究員奨励費	2,903	9.9	2,662,400	3.8
合計	29,219	100.0	70,580,080	100.0

(注) 1 文部科学省の公表資料(平成24年11月現在)に基づき、当省が作成した。

2 「特定領域研究」は、平成24年度の新規・継続領域に係る公募はなく、23年度に設定期間が終了した研究領域の取りまとめのみが公募対象である。

3 「基盤研究(B)」及び「若手研究(A)」は、一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上している。

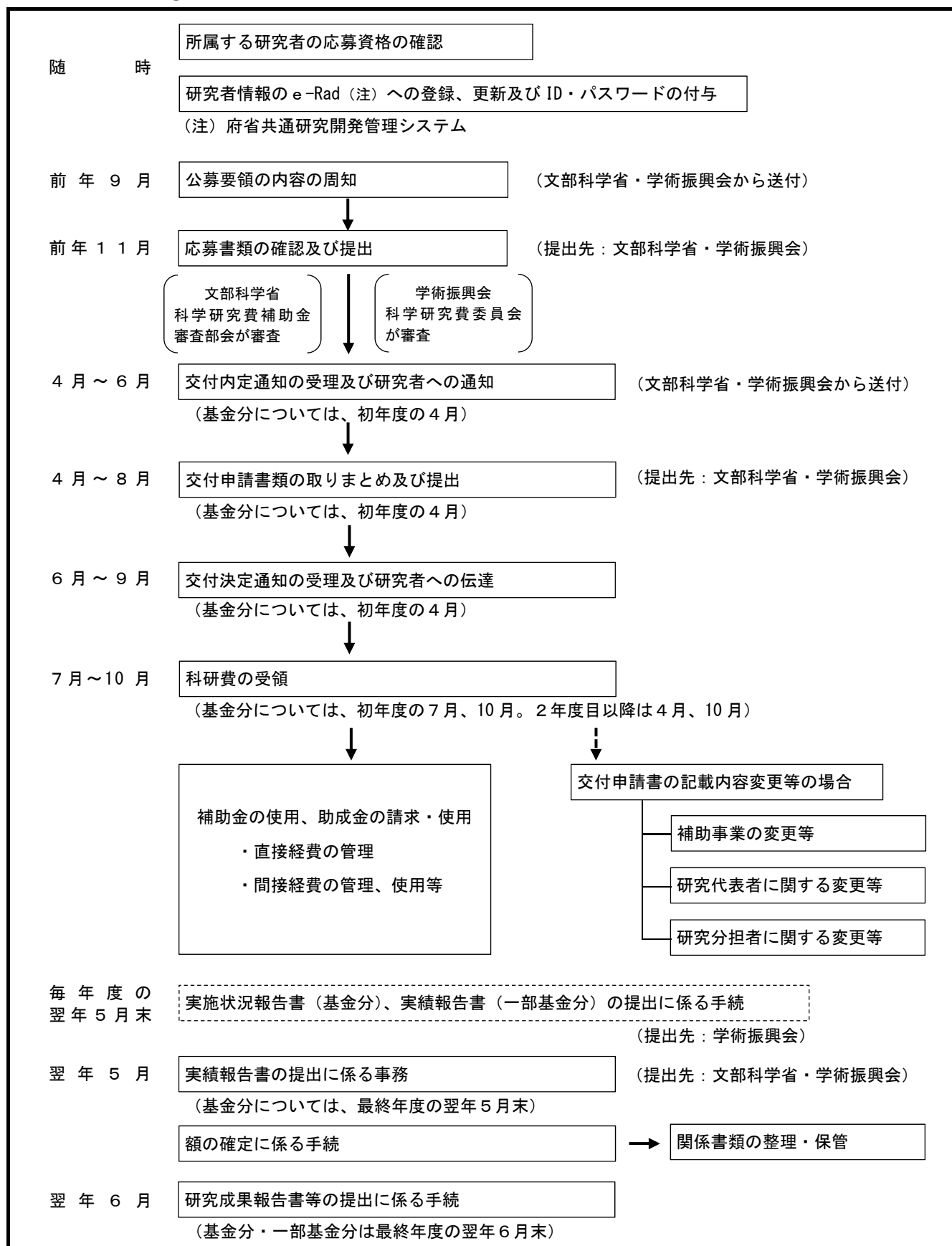
4 「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(B)」は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上している。

5 本図表では、「新学術領域研究(研究領域提案型)『生命科学系3分野支援活動』」、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除いている。

6 基金化された「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(B)」と一部基金化された「基盤研究(B)」及び「若手研究(A)」の採択件数の合計は22,701件(77.7%)、配分額の合計は46,682,720千円(66.1%)である。

7 全採択件数に占める割合及び配分額合計に占める割合は、四捨五入の関係で、合計が100にならないことがある。

図表 I-1-(4)-① 研究機関の科研費に係る事務の流れ



(注) 文部科学省及び学術振興会の資料に基づき、当省が作成した。

図表 I-1-(4)-② 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日 文部省告示第 110 号）〈抜粋〉

第 2 条（定義）

この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。

6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

第 3 条（科学研究費補助金の交付の対象）

科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を

行うものに限る。)又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業(以下「科学研究」という。)

- 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業(以下「研究成果の公開」という。)
 三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

2 独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。)第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 I-2-① 平成19年度から23年度までに文部科学省・学術振興会が返還を命令した科学研究費補助金の不正使用事例

返還命令年度	大学等名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
19	広島工業大学	平成9年度、10年度、12年度及び13年度並びに15年度～18年度の科学研究費補助金において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費(遠隔地での測定会実施に際しての必要経費)として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。	○補助金の返還命令 平成20年2月1日(文) 428万円 平成20年1月28日(振) 336万円 (返還命令総額764万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人) 1年: 4人
19	九州大学	平成17年度及び18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する研究生の名義貸しを依頼し、自らが管理する銀行口座を開設し、架空の謝金請求を行い、研究期間終了後に使用する研究費として保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年1月28日(文) 78万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
19	吉備国際大学	平成16年度及び17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月19日(振) 169万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
19	獨協医科大学	平成10年度～18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月13日(文) 2,286万円 平成19年12月28日(振) 3,076万円 (返還命令総額5,362万円) ○応募資格の停止 4年: 29人(29人) 1年: 15人 【岐阜大学分】(注3) ○補助金の返還命令 平成20年2月19日(振) 100万円
19	朝日大学	平成14年度、16年度及び17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大	○補助金の返還命令 平成19年10月1日(文)

		学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	630万円 平成19年10月2日(振) 265万円 (返還命令総額895万円) ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 1年: 2人
19	金沢大学	平成14年度の科学研究費補助金において、正規の手続を経て購入し機関による納品検収を受け、補助金の支出手続がなされた物品・消耗品等を業者に持ち帰らせ、それらに支出させた補助金を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○補助金の返還命令 平成19年7月11日(振) 130万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
19	立命館大学	平成13年度～18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する学生名義で架空の謝金請求を行い、謝金を受け取った学生から研究室に還流させ、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年6月27日(文) 61万円 平成19年5月30日(振) 499万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 5年: 1人(1人)
19	国立天文台	平成10年度～13年度の科学研究費補助金において、架空の謝金請求を行い、大学院生の旅費として使用していたほか、一部に祝電等の支出が確認された。	○補助金の返還命令 平成19年5月16日(文) 82万円 平成19年5月18日(振) 152万円 (返還命令総額234万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
19	埼玉医科大学	平成16年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費に、妻子を同伴するための費用を含んで精算したほか、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。	○補助金の返還命令 平成19年4月20日(文) 57万円 ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
20	早稲田大学	平成15年度及び16年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品等とは異なる品名が記載された虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成21年3月31日(振) 70万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
20	筑波大学	平成9年度及び10年度科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年3月25日(文) 99万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
20	愛知医科大学	平成11年度～17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていたり、研究代表者が研究分担者に名義を貸して補助金の交付を受け、使用しているものがあつた。	○補助金の返還命令 平成21年2月17日(振) 1,530万円 ○応募資格の停止 5年: 2人 4年: 10人
20	放射線医学総合研究所	平成15年度～18年度科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究所から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究所に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年1月21日(文) 483万円 平成21年1月16日(振) 162万円

			(返還命令総額 645 万円) ○応募資格の停止 4年： 3人
20	東京歯科大学	平成 13 年度及び 14 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 21 年 1 月 8 日 (振) 47 万円 ○応募資格の停止 4年： 2人
20	目白大学	平成 17 年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費について、研究出張とはみなせない用務が含まれていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 12 月 11 日 (文) 39 万円 ○応募資格の停止 5年： 1人
20	国立感染症研究所	平成 15 年度～17 年度の科学研究費補助金において、研究補助員に虚偽の謝金受領書を作成させ、研究代表者が立替払をしたとして不正に補助金を受領し、保管していた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 11 月 21 日 (振) 154 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人
20	東北大学	平成 14 年度～16 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 7 月 25 日 (振) 513 万円 ○応募資格の停止 4年： 2人(2人) 1年： 1人
20	静岡大学	平成 15 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、14 年度に科学研究費補助金で購入した物品の附属品の支払いに充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 7 月 23 日 (振) 51 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人)
20	岡山大学	平成 15 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 5 月 19 日 (振) 81 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人)
20	新潟大学	平成 14 年度から 18 年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 5 月 13 日 (振) 34 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) 1年： 8人 【山形大学分】(注 3) ○補助金の返還命令 平成 20 年 5 月 27 日 (振) 66 万円
21	愛知県がんセンター	平成 15 年度～19 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる物品(高額な顕微鏡等)を納品させていたほか、コピー機の使用料や修理代等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 22 年 3 月 31 日 (文) 415 万円 平成 22 年 3 月 31 日 (振) 360 万円 (返還命令総額 775 万円) ○応募資格の停止 4年： 6人(6人) 1年： 6人
21	広島大学	平成 15 年度～17 年度及び 19 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、	○補助金の返還命令 平成 22 年 3 月 16 日 (文) 47 万円 平成 22 年 3 月 24 日 (振)

		補助事業に関連しない研究用物品の購入費等に充てていたり、実際には請求書等の内容と異なる物品（パソコン等）を納品させていた。	395万円 (返還命令総額 442万円) ○応募資格の停止 4年： 4人（4人） 1年： 9人
21	東京大学	平成16年度～18年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていたほか、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない文具類等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年3月15日（文） 161万円 平成22年3月12日（振） 58万円 (返還命令総額 218万円) ○応募資格の停止 4年： 2人（2人） 1年： 15人
21	東京医科大学	平成15年度～17年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年12月4日（文） 160万円 平成21年11月12日（振） 318万円 (返還命令総額 478万円) ○応募資格の停止 4年： 6人（6人）
21	岡山大学	平成14年度～16年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年10月30日（振） 283万円 ○応募資格の停止 4年： 5人（5人） 1年： 5人
21	名古屋大学	平成14年度及び15年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費のほか一部を私用物品の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年10月19日（振） 182万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） 5年： 1人（1人）
21	長岡技術科学大学	平成9年度～11年度の科学研究費補助金について、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自らで管理し、学生の学会参加に必要なとなる経費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成21年9月4日（文） 94万円 平成21年9月1日（振） 10万円 (返還命令総額 104万円) ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）
21	信州大学	平成15年度～17年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年6月23日（振） 266万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） 1年： 4人
22	名城大学	平成19年度の科学研究費補助金について、研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年9月29日（振） 4万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）
22	山口大学	平成11年度～20年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に	○補助金の返還命令 平成23年3月30日（文） 170万円

		応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。併せて、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また一部を私用物品の購入費に充てていた。	平成 23 年 3 月 31 日 (振) 801 万円 (返還命令総額 971 万円) ○応募資格の停止 5 年 : 1 人 (1 人) 4 年 : 10 人 (10 人) 2 年 : 2 人 (2 人)
22	名古屋大学	平成 15 年度及び 16 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 3 月 30 日 (文) 946 万円 ○応募資格の停止 4 年 : 1 人 (1 人)
22	松本歯科大学	平成 15 年度～18 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 3 月 30 日 (文) 142 万円 平成 23 年 3 月 31 日 (振) 560 万円 (返還命令総額 702 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 6 人 (6 人) 2 年 : 2 人 (2 人)
22	和歌山県立医科大学	平成 14 年度～平成 19 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品目の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 2 月 15 日 (文) 3,005 万円 ○補助金の返還命令 平成 23 年 2 月 28 日 (振) 2,851 万円 (返還命令総額 5,856 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 9 人 (9 人) 1 年 : 19 人
23	宮崎大学	平成 19 年度～平成 21 年度の科学研究費補助金について、事務職員が研究者の許可なしに物品を発注し、納品されたものを自宅に持ち帰り私物化していた。	○補助金の返還命令 平成 24 年 3 月 28 日 (文) 2 万円 平成 24 年 3 月 28 日 (振) 30 万円 (返還命令総額 32 万円) ○応募資格の停止 2 年 : 3 人 (3 人) 1 年 : 2 人
23	大阪大学	平成 15 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 24 年 3 月 28 日 (文) 314 万円 ○応募資格の停止 4 年 : 2 人 (2 人)
23	東京工業大学	平成 16 年度の科学研究費補助金について、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成 24 年 3 月 23 日 (文) 6 万円 平成 24 年 3 月 23 日 (振) 36 万円 (返還命令総額 42 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 1 人 (1 人) 2 年 : 1 人 (1 人) 1 年 : 1 人
23	帯広畜産大学	平成 16 年度～平成 19 年度の科学研究費補助金について、	○補助金の返還命令

		架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	平成 24 年 1 月 10 日 (文) 724 万円 平成 24 年 1 月 10 日 (振) 2,286 万円 (返還命令総額 3,010 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 15 人 (15 人) 1 年 : 39 人 【岐阜大学分】(注 3) ○補助金の返還命令 平成 24 年 1 月 10 日 (振) 20 万円
23	大阪大学	平成 16 年度～平成 22 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させたり、研究目的に関係のない物品を納品させていた。また、出張について、実際に行っていないものや旅行命令に記載された期間や出張先等が実際と一致していないものがあり、一部については、業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。更に欠勤していた特任研究員等の謝金を請求したりしていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 11 月 24 日 (振) 1,515 万円 ○応募資格の停止 5 年 : 1 人 (1 人) 4 年 : 3 人 (3 人) 1 年 : 7 人
23	獨協医科大学	平成 15 年度～平成 17 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 9 月 9 日 (文) 718 万円 平成 23 年 8 月 24 日 (振) 357 万円 (返還命令総額 1,075 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 6 人 (6 人) 1 年 : 3 人

(注) 1 文部科学省の公表資料に基づき作成した。

2 文部科学省等の対応欄の「(文)」は文部科学省を、「(振)」は学術振興会を表す。また、「応募資格の停止」における括弧内の人数は、申請等資格制限の一斉適用対象の人数を示す。

3 不正使用を行った研究者は他の研究機関に所属する研究代表者の実施する研究課題の研究分担者であり、当該不正使用に係る研究費の返還は研究代表者の所属する研究機関から受けている。

図表 I-2-② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）〈抜粋〉

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。

（全機関に実施を要請する事項）

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ③ 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「部局責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（実施上の留意事項）

各機関において適当と判断する場合は、部局等单位で責任の範囲を区分したり、対象となる資金制度によって責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲があいまいにならないよう、より明確に規定する。

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用（以下、「不正」という。）が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

（1） ルールの明確化・統一化

（全機関に実施を要請する事項）

- 競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。
- ① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
 - ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。
 - ③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
 - ④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行

を適切に支援する仕組みを設ける。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内ルールの方針に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。
- ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむをえず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続きを明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が放恣に流れないよう最大限の努力を惜しんではならない。

(2) 職務権限の明確化

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。
- ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在があいまいになっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- ③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続きを簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。

(3) 関係者の意識向上

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- ② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。
- ③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正の発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、組織による取り組みの不十分さという問題があるという認識を徹底させる。
- ② 不正発生を根絶するには、研究者、研究者コミュニティの自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を浸透させる。

- ③ 不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者は十分に認識しなければならない。
- ④ 事務職員は、研究活動の特性を十分理解する。
- ⑤ 事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる。なお、柔軟な検討については、本節(1)に述べたことに充分留意することが必要である。
- ⑥ 部局責任者等、研究現場における組織風土の形成に直接責任のある者は、会議等の運営に当たり、研究者と事務職員の相互理解を促進させるよう配慮する。
- ⑦ 事務職員のキャリアパスが、専門性を高められるものとなるよう配慮する。また、機関として専門性の高い人材の育成に取り組む。
- ⑧ 行動規範の内容は、研究者や事務職員の問題意識を反映させたものとする。研究者や事務職員の意識向上のため、現場で問題となりうる具体的な事項や実務上必要な内容を優先順位を付けて記載し、個々の事象への対応ではなく、機関の職員としての取り組みの指針を明記するものとする。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。
- ② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正に関する調査や懲戒に関する規程等については、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないように、明確な規程とするとともに適用手続きの透明性を確保する。
- ② 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。
- ③ 調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表する。また公表に関する手続きを予め定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のような点に注意が必要である。
 - (ア) ルールと実態が乖離していないか。
 - (イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。
 - (ウ) 取引に対するチェックが不十分になっていないか。例えば、研究者と事務職員間の意思疎通が円滑でないことなどにより、事務職員から研究者に取引状況の確認が行いにくい状況がないか。又は、研究者と取引業者の間が密接になり過ぎており、チェックがかけにくい状況になっていないか。
 - (エ) 予算執行が特定の時期に偏っていないか。
 - (オ) 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。
 - (カ) 競争的資金等が集中している部局・研究室はないか。
 - (キ) 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか。
- ② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促す。
- ④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、定期的に見直しを行うことが必要である。
- ⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- ⑥ 不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。

(2) 不正防止計画の実施

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。
- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(実施上の留意事項)

- ① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。
- ② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者も含むことが望ましい。
- ③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- ④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。

- ⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。
- ④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
- ⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。
- ⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。
- ⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。

(実施上の留意事項)

- ① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- ② 物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮し、調達業務全体の枠組みの中で検討する。
- ③ 書面によるチェックを行う場合であっても、形式的な書類の照合ではなく、業務の実態を把握するように実施する。
- ④ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。
- ⑤ 納品伝票は納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにする。
- ⑥ 物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。
- ⑦ 研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越明許制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- ② 機関内外からの通報（告発）の窓口を設置する。
- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。
- ④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。
- ⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。
- ② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。
- ③ 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。
- ④ 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。
- ⑤ 行動規範や競争的資金等のルールの理解度の調査においては、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握するよう努め、問題点が発見された場合には、最高管理責任者のリーダーシップの下、適切な組織（コンプライアンス室、監査室等）が問題の解決に当たる。
- ⑥ 民間企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。
- ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

(実施上の留意事項)

- ① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置する。
- ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することが期待されている。
- ③ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- ⑤ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

文部科学省及び文部科学省が所管する資金配分機関である独立行政法人（以下、「文部科学省等」という。）は、研究機関が第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。

(1) 基本的な考え方

文部科学省等は、資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省等は、研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

(文部科学省等が実施すべき事項)

- ① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。
- ② 文部科学省等は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。

(実施上の留意事項)

- ① 従来も資金配分機関により額の確定現地調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省等はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、文部科学省等は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。

- ③ 研究機関の問題は、個別の部局にある場合もあるが、部局も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置の対象は原則として機関全体とする。

(2) 具体的な進め方

(文部科学省等や研究機関が実施すべき事項)

- ① 研究機関は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、書面による報告を文部科学省に提出する。
- ② 文部科学省は、①の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。なお、文部科学省は、確認に当たり必要に応じて資金配分機関と協議する。
- ③ 文部科学省等は、②の報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。
- ④ 文部科学省等は、②の確認や③の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。
- ⑤ 問題を指摘された機関は、指摘された問題点について文部科学省等と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。
- ⑥ 文部科学省等は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、有識者による検討の結果を踏まえて、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。
- (ア) 管理条件の付与
管理強化措置等を講じることを資金交付継続の条件として課す。
- (イ) 機関名の公表
体制整備等が不十分であることを公表する。
- (ウ) 一部経費の制限
間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。
- (エ) 配分の停止
当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。
- ⑦ ⑥の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(実施上の留意事項)

- ① 改善項目の指摘に関する判断基準（チェックリスト）を、対象となる機関の多様性を踏まえつつ作成し、公表しておく。
- ② 機関はガイドラインに基づく体制整備等に速やかに着手し、実現可能なものから実施に移した上で、平成20年度の競争的資金等に係る申請時点から取り組み状況について報告を提出する。
- ③ 評価、改善指導や是正措置は基本的に機関全体に対して行われるべきであるが、具体的な問題点を把握するため、いくつかの部局を選び、現地調査を実施し、機関全体の体制整備等の状

況について評価する際の判断材料とする。

- ④ 不正事案が発生した場合、文部科学省等は、当該機関から追加の情報提供を求め、現地調査を実施するなどにより、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について調査を行い、その結果に基づき、上記⑤から⑦までの対応を行う。

別添 実施事項の例

第1節～3節（略）

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ① 年度開始後、競争的資金が交付されるまでの間、機関内での立替払い制度等の代替策を講じる。
- ② 予算執行を適切かつ効率的に管理することができるよう、財務会計システムを構築する。
- ③ 研究者による発注を認める場合は、チェック機能が十分発揮されるよう、次のような対応を適宜組み合わせる。
- (ア) 研究者が有する発注権限の範囲を機関の外部に対して明示する
 - (イ) 発注様式を統一あるいは電子化することで、発注記録が必ず残るようにする。
 - (ウ) 検収センターを設置するなどにより、発注者以外の者による検収を検収者の責任を明確にした上で厳格に実施する。
 - (エ) 納品と同時に請求書を業者から機関事務局に直接送付する仕組みとする。
 - (オ) 納品の事実確認を抜打ちで実施する。
 - (カ) 業者の原伝票との照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行う。
- ④ 研究の円滑な遂行の観点から、可能な限り柔軟な運用を図る一方、発注者と業者の間に事務局が介在して実態的なチェックがなされる仕組みを導入する。例えば、資金配分機関が認める場合は、事務局と業者が包括契約（業者等に一括契約しておき、その都度物品の納品の確認等を行って年度内に全体を精算する方式。限度枠及び業者の選定方法に留意が必要。）を行い、請求書は事務局に直接送付させる。
- ⑤ 発注書に支出財源を明示させ、それらを財務会計システムに入力できるようにする。
- ⑥ 旅費については、宿泊費等について、一定の上限を設定し、実費精算方式とする。また、航空賃や新幹線の運賃等についても領収書等を添付する。
- ⑦ 非常勤雇用者の採用や契約更新に当たって、事務局側で非常勤雇用者との面談を行い、勤務実態等を確認する。また、採用後も、日常的に非常勤雇用者と事務職員が面談をするなど勤務実態について事務局側で把握できるような体制を構築することが望ましい。
- ⑧ 一定期間継続して雇用する非常勤雇用者の管理については部局事務で一元化して行い、事務職員が非常勤雇用者と接触する機会を持ち、実態を把握する。
- (略)

図表 I-2-③ 「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」
 （平成 23 年 8 月 19 日付け 23 文科振第 196 号文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）による調査結果の概要（平成 25 年 4 月 26 日現在）

1 調査対象

- (1) 対象研究機関：文部科学省所管の 1,179 機関
 大学（772）、短期大学（374）、大学共同利用機関法人（4）、高等専門学校（7：内訳・国立高等専門学校機構 1、公立高等専門学校 6）、独立行政法人（22）
- (2) 対象経費：研究活動のための公的資金に係る「預け金」及び「プール金」

2 調査結果

(1) 調査結果の概要

表 1 不適切な経理「有」とした機関数等

（単位：機関、円、人）

不適切な経理がなされた時期	機関数	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
平成 20 年度以降（ガイドライン施行後）	19	171,566,445	48
平成 19 年度以前	39	189,902,751	119
合計	46	361,469,196	139

（注）平成 20 年度以降と 19 年度以前で 12 機関、研究者 28 人が重複している。

表 2 平成 20 年度以降に不適切な経理がなされた公的研究費の額と関与した研究者数

（単位：円、人）

No.	機関名	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
1	北海道大学 ※	116,793,922	22
2	東京大学	9,998,100	1
3	東京農工大学 ※	275,203	1
4	大阪大学	5,231,396	1
5	横浜国立大学	283,660	1
6	滋賀医科大学 ※	766,757	4
7	京都大学 ※	333,847	1
8	都留文科大学	52,020	1
9	下関市立大学	105,284	1
10	昭和薬科大学 ※	171,434	2
11	東海大学	1,725,267	1
12	日本大学 ※	30,516,046	2
13	法政大学 ※	272,492	1
14	武蔵野大学 ※	1,275,584	2
15	関西学院大学 ※	681,437	2
16	愛知大学 ※	1,041,907	2
17	兵庫医科大学	1,275,522	1
18	高エネルギー加速器研究機構 ※	582,240	1
19	東京工業高等専門学校 ※	184,327	1
	合計	171,566,445	48

（注）※を付した機関は、平成 19 年度以前にも不適切な経理がある機関である。

表3 平成19年度以前に不適切な経理がなされた公的研究費の額と関与した研究者数

(単位：円、人)

No.	機関名	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
1	北海道大学 ※	51,283,775	26
2	北海道教育大学	407,820	1
3	群馬大学	871,027	3
4	東京農工大学 ※	2,251,515	2
5	東京工業大学	1,273,865	1
6	東京海洋大学	326,446	2
7	滋賀医科大学 ※	441,720	3
8	京都大学 ※	1,036,122	3
9	長崎大学	12,020	1
10	札幌医科大学	2,072,805	4
11	横浜市立大学	1,999,524	1
12	東京歯科大学	2,351,517	1
13	青山学院大学	3,097,290	1
14	慶應義塾大学	8,959,559	4
15	工学院大学	7,022,976	3
16	上智大学	13,061,255	7
17	昭和女子大学	288,859	2
18	昭和薬科大学 ※	123,228	1
19	成蹊大学	6,294,781	2
20	中央大学	19,950	1
21	東京家政大学	1,660,264	6
22	東京家政学院大学	136,558	1
23	東京農業大学	11,437,245	6
24	東邦大学	3,984,461	2
25	日本大学 ※	16,715,289	8
26	日本女子大学	2,900,873	1
27	法政大学 ※	4,542,075	3
28	武蔵野大学 ※	17,532,435	2
29	立教大学	5,555,610	2
30	早稲田大学	2,751,146	2
31	松本歯科大学	11,909,036	9
32	関西学院大学 ※	464,436	1
33	産業医科大学	327,630	1
34	千葉工業大学	1,140,175	2
35	愛知大学 ※	1,512,600	2
36	東京家政大学短期大学部	1,140,985	(注2) 3
37	東京農業大学短期大学部	200,109	(注3) 1
38	高エネルギー加速器研究機構 ※	91,480	1
39	東京工業高等専門学校 ※	2,704,290	1
合計		189,902,751	119

(注) 1 ※を付した機関は、平成20年度以降にも不適切な経理がある機関である。

2 東京家政大学短期大学部の3人は、東京家政大学の研究者のうちの3人と同一であるため、研究者の合計には含めない。

3 東京農業大学短期大学部の1人は、東京農業大学の研究者の1人と同一であるため、研究者の合計には含めない。

表4 不適切な経理のうち、私的流用がなされた公的研究費の額と関与した研究者数

(単位：円、人)

No.	機関名	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
1	大阪大学	1,822,960	1
2	京都大学	154,272	2
3	上智大学	5,352,722	2
4	愛知大学	774,284	1
5	関西学院大学	103,860	1
6	高エネルギー加速器研究機構	673,720	1
	合計	8,881,818	8

(注) 文部科学省の公表資料に基づき、当省が作成した。